

# 地域づくり県土警察常任委員会資料

(令和3年1月21日)

[件名]

- 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について  
(危機管理政策課) … 2
- 2 岡山県、鴻池運輸株式会社との災害時における広域物資輸送拠点としての利用に関する協定の締結について  
(危機管理政策課) … 5
- 3 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について  
(第72報)  
(原子力安全対策課) … 8
- 4 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案の概要について  
(原子力安全対策課) … 11
- 5 人形峠環境技術センターの使用施設に係る新增設計画の報告について  
(原子力安全対策課) … 14
- 6 人形峠環境技術センターの廃止措置計画の認可について  
(原子力安全対策課) … 15
- 7 令和2年鳥取県消防防災航空隊の活動状況について  
(消防防災課) … 16

危機管理局

# 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正案の概要について

令和3年1月21日

危機管理政策課

鳥取県では、災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策等を総合的・計画的に推進し、県民生活に重大な影響を及ぼすおそれのある災害に適切に対処するため、「鳥取県地域防災計画」を策定しています。

このたび、本県にも影響のあったコロナ禍における避難対策や感染症に配慮した避難所の生活環境整備、大雪災害等、近年の災害に係る教訓や課題を踏まえ、鳥取県地域防災計画の修正案を作成しましたので報告します。

## 1 背景

今年度は、コロナ禍での自然災害からの避難や避難所での対応のほか、7月に九州で発生した豪雨や、12月から1月にかけて東北や日本海側を中心とした大雪など、日本全国で自然災害が頻発する年となった。

7月豪雨では、九州を中心に土砂災害、河川氾濫が発生し、浸水想定区域にある要配慮者利用施設では、避難行動の遅れなどによる多数の死傷者が出たのをはじめ、住宅、公共土木施設及び鉄道等に甚大な被害をもたらした。

本県でも、コロナ禍での避難や避難所での対応、浸水のおそれのある要配慮者利用施設の避難確保計画の実効性の確保のための緊急点検の実施、12月の大雪災害では、倒木等による停電や孤立集落も発生したことからその解消を最優先とした関係機関の連携など対応してきたところであるが、さらなる対策の充実強化を図っていく必要がある。

以上の令和2年度の災害等の教訓等を踏まえ、県地域防災計画を修正する。

## 2 主な修正内容

### (1) 新型コロナウイルス感染症対策、令和2年7月豪雨対応や12月からの大雪対応等を踏まえた見直し

#### ア 被災者の生活復興支援体制（鳥取県版災害ケースマネジメント）の全県展開

- ・県及び市町村は、相互に連携し、必要に応じ、個々の被災者の住宅、就労、健康、財産管理その他生活に係る課題に総合的に対応する体制を構築し、被災者の生活復興支援の全県展開を図るものとする。

（災害予防編（共通）第14部被災者支援計画 第1章被災者支援体制の整備）

- ・被災者一人ひとりに必要な支援を行うため、被災者に寄り添い、その方の生活状況等を把握し、状況に合わせた様々な支援策を組み合わせ、生活復興について計画立てし、関係機関等が連携して支援する生活復興支援（鳥取県版災害ケースマネジメント）を行うものとする。

（災害応急対策編（共通）第14部被災者支援計画 第1章生活再建対策）

#### イ 避難に係る感染症対策の拡充

- ・新型コロナウイルス等感染症流行時には、可能な限り多くの避難先を確保するものとする。
- ・新型コロナウイルス等感染症流行時には、感染をおそれ避難を躊躇することがないよう避難所において感染症対策を徹底するものとする。
- ・体調不良者のための別室の活用、避難者の健康状態の適宜確認（受付時、避難生活時）、避難所内の十分な換気の実施、避難者同士が十分な距離をとるなど避難所における感染症対策の徹底について取り組むものとする。

（災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の整備）

#### ウ 避難における感染症患者等への差別や人権問題の発生防止【防災会議委員からの意見】

- ・県及び市町村は、新型コロナウイルスなどの感染症患者等への差別やデマなどによる人権問題の発生防止等に努めるものとする。

（災害応急対策編（共通）第5部避難対策計画 第2章指定緊急避難場所・指定避難所の開設）

## エ 要配慮者の避難を促すための取組

- ・県は、要配慮者向けの避難所用品のモデル的な備蓄や市町村への貸与、訓練での活用等を通じて、市町村と連携して避難所の生活環境の改善を進めるよう努めるものとする。

(災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の整備)

## オ 浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設の避難の実効性の確保

- ・市町村は、市町村地域防災計画に位置付けのある要配慮者利用施設の避難確保計画の策定状況を把握しその避難や避難支援が実効的なものとなるよう必要な助言等を行うよう努めるものとする。県は関係課が連携の上、市町村ごとの状況を把握し、市町村の求めに応じて必要な支援等を行っていくよう努めるものとする。

(災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第2章要配慮者等の安全確保計画)

## カ 市町村圏域を超えた広域避難の検討

- ・県、市町村は、災害が発生する前の市町村圏域を超えた予防的避難の手順等（避難対象者の絞込み、避難先の選定と確保、避難手段等）についても、具体的な検討を進めるものとする。

(災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第1章避難体制の整備)

## キ 大雪災害等における関係機関との連携強化

- ・電力及び通信については、それらに被害が生じた際の復旧作業にあたり、県や市町村の道路啓開等対応と密接な連携を図る必要があるため、中国電力株式会社及び西日本電信電話株式会社は、県と締結している協力協定に基づき、平時から災害対応に必要な情報を共有するなど、特に連携体制を整備するものとする。

(災害予防編（共通）第15部ライフライン対策計画 第1章ライフライン対策の強化)

- ・道路管理者、県、市町村、ライフライン機関その他関係機関は、孤立集落の発生を防ぐため、平素から緊急時の連絡体制を整備しておくとともに、除雪や倒木除去等における連携した対応について確認しておくものとする。

(雪害対策編第1部災害予防計画 第1章雪害予防計画)

- ・孤立原因の解消は最優先事項であるため、道路管理者をはじめ、県、市町村、ライフライン機関その他関係機関は現地での打合せ等を通じて、早い段階で現地での連絡体制の構築や対応方針のすり合わせ、関係者間の情報共有に努め対応に当たるものとする。なお、県、市町村は除雪や倒木除去等に当たっては、必要に応じて、あらかじめ締結した応援協定等を活用した応援要請についても検討するものとする。

(雪害対策編第2部災害応急対策計画 第1章災害応急対策)

## ク 災害時の広域的な物流に係る県外拠点（0次拠点）の活用及び輸送路の確保

- ・災害時に県外の物流拠点（0次物資拠点）を設置し、広域的な物流を円滑に運用するため、県外の物流事業者等と協定を締結しておくなど、体制整備の検討に努めるものとする。
- ・県外の物流拠点（0次物資拠点）と県内への物資搬送に係る輸送路については、優先的に通行できるように必要な対策を講じておくものとする。

(災害予防編（共通）第2部組織体制計画 第1章防災体制の整備)

## ケ 被害認定業務等に係る市町村への支援の充実

- ・研修会等の実施に当たっては、ビデオ会議システムを活用し、各市町村に映像配信を行うなど、より多くの市町村担当者の参加が可能となるような工夫をするよう努めるものとする。

(災害予防編（共通）第11部住宅対策計画 第3章被害認定及び罹災証明書の発行体制の整備)

- ・県は、説明会の実施に当たりビデオ会議システムを活用するなど、すべての被災市町村が参加できるように工夫をするよう努めるものとする。

(災害応急対策編（共通）第11部住宅対策計画 第3章被災宅地の危険度判定)

## (2) 国の防災基本計画の改正を踏まえた見直し

### ア 災害リスクと取るべき行動の理解促進

- ・広報を行う際には、避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進等に努めるものとする。

(災害予防編（共通）第1部総則 第2章防災知識の普及啓発、防災意識の高揚及び災害教訓の伝承)

- ・避難の際に安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等への避難（分散避難）も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味も含めて伝達に努めるものとする。

(災害応急対策編（共通）第5部避難対策計画 第1章避難の実施)

### イ 豪雨時等における適切な外出抑制の実施

- ・豪雨等により屋外移動が危険な状況である場合に、従業員等が屋外を移動することのないよう、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずる。

(災害予防編（共通）第10部共助協働推進計画 第4章災害時の事業計画の取組みの促進)

### ウ 住民以外の避難者の受入

- ・市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めるものとする。

(災害予防編（共通）第5部避難対策計画 第3章指定緊急避難場所・指定避難所の整備)

- ・市町村は、指定緊急避難場所や避難所に避難した住民以外の避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

(災害応急対策編（共通）第5部避難対策計画 第2章指定緊急避難場所・指定避難所の開設)

### エ 関係機関の連携強化のための取組

- ・応援に当たる国、地方公共団体や関係機関と調整し、必要に応じて被災状況、支援ニーズ、調整困難な災害対応、進捗が遅れている災害対応等を情報共有するため、合同の連絡会議や調整会議を開催する。

(災害応急対策編（共通）第4部防災関係機関の連携推進計画 第8章応援・受援計画)

### オ 防災道の駅の設定

- ・防災機能を有する道の駅については、広域的な防災拠点（防災道の駅）として位置付けるものとする。

(災害予防編（共通）第2部組織体制計画 第1章防災体制の整備)

※その他、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行うものとする。

## 3 スケジュール

1月21日	常任委員会報告（パブリックコメント実施）
2月1日～	地域防災計画の修正案についてパブリックコメントを実施
3月1日	常任委員会報告（パブリックコメント実施結果）
3月下旬	鳥取県防災会議において地域防災計画の修正について審議し修正
4月～5月	組織改正等の軽微な修正を加え、印刷・配布

# 岡山県、鴻池運輸株式会社との災害時における広域物資輸送拠点としての利用に関する協定の締結について

令和3年1月21日  
危機管理政策課

大規模災害発生時に県外の広域物資拠点を開設するために検討していたところ、岡山県北部における物資拠点として、岡山県と鳥取県が鴻池運輸株式会社真庭配送センター（以下「同センター」という。）を利用することについて、鴻池運輸株式会社から了解を得られたことから、この度、3者で協定を締結しました。

## 1 協定の概要

### (1) 協定の名称

災害時における広域物資輸送拠点としての利用に関する協定

### (2) 協定の目的

・本県の物資配送に係るオペレーションでは、県外における広域物資拠点を0次拠点として活用することとしている。

※物資拠点は県外の物資拠点を0次拠点、県内の物資拠点を1次拠点（県内の物流事業者の物流施設など）、市町村が設置する物資拠点を2次拠点（必要に応じて、1次拠点等も活用して開設）として位置付けている。

・岡山県北部における物資拠点として、岡山県が県北の適地を探す中で、岡山県と鳥取県が同センターを利用することについて、当該事業者から協力をしてもよい旨、話をいただいたことから今回、三者で協定を締結し、本県の県外における広域物資拠点（0次拠点）として活用することとする。

#### 【同センターの概要】

所在地：岡山県真庭市中原（真庭産業団地）

構造：鉄筋造り2階建て

延床面積：1・2階：各5,072㎡、合計10,144㎡

### (3) 主な協定内容

○鳥取県又は岡山県は、災害発生時において必要があると認めるときは、広域物資輸送拠点開設のため、同センターに荷捌きスペースや物資の搬入出に必要となる人員及び資機材の確保などについて協力を要請する。

○同センターは、県からの要請があった場合は業務の支障の無い範囲で協力するものとする。

## 2 協定締結先

・岡山県

・鴻池運輸株式会社

所在地：大阪府大阪市中央区伏見町4-3-9 HK淀屋橋ガーデンアベニュー 2F

代表者：代表取締役兼社長執行役員 鴻池 忠彦（こうのいけ ただひこ）氏

## 3 協定締結式【WEB開催】

### (1) 日時

令和3年1月18日（月）午後2時10分から

### (2) 場所

第3応接室

### (3) 相手方の出席者（敬称略）

岡山県知事 伊原木 隆太（いばらぎ りゅうた）氏

鴻池運輸株式会社 代表取締役兼社長執行役員 鴻池 忠彦（こうのいけ ただひこ）氏



## 4 協定の効果

県外からの大量物資の一時保管、効率的な県内拠点への配分等が可能となります。

## 災害時における広域物資輸送拠点としての利用に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）、鳥取県（以下「乙」という。）及び鴻池運輸株式会社（以下「丙」という。）は、地震、津波、風水害等に起因する大規模な災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の鴻池運輸株式会社真庭配送センター（以下「センター」という。）における被災者の支援のための物資（以下「物資」という。）の搬入、仕分け、保管、搬出等（以下「搬入出等」という。）の業務の要請等に関し、協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲又は乙は、災害時において、必要があると認めるときは、丙に対し、次条各号に掲げる事項について協力を要請することができる。なお、乙が丙に対し、協力を要請する場合は、原則甲を経由するものとする。

2 丙は、甲又は乙から前項の規定による協力の要請があった場合は、業務に支障の無い範囲で協力するものとする。

### （協力要請事項）

第2条 前条第1項の規定により、センターにおける広域物資輸送拠点開設のために協力を要請する事項（以下「要請事項」という。）は、次のとおりとする。なお、広域物資輸送拠点の開設時期は、甲又は乙の協力要請後概ね72時間以内とする。

(1) 搬入出等を行うための場所を概ね1,000㎡（少なくとも500㎡程度）確保すること。

(2) 5名程度が搬入出等のための事務作業を行う場所を確保すること。（通常電源の確保を含む。）

(3) 前2号に係る荷役作業員、フォークリフト及びフォークリフトオペレーター等の搬入出等に必要となる人員及び資機材等を確保すること。

### （協力要請の方法）

第3条 第1条第1項の規定による協力の要請は、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがないときは口頭により要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （経費の負担）

第4条 要請事項の実施に要する費用は、甲又は乙が負担するものとする。

2 前項の費用は、災害時の直前における適正価格を基準として、関係者が協議して定めるものとする。

### （報告）

第5条 丙は、要請事項を実施する場合には、速やかに甲又は乙に対し、文書により報告するものとする。ただし、文書により報告するいとまがない場合は口頭により報告し、その後速やかに文書を送付するものとする。

### （災害補償）

第6条 次の各号に掲げる場合に該当するときは、甲又は乙は、当該各号に定める額について補償を行わない。

(1) 作業従事者が、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）等の関係法令等により療養その他の給付又は補償を受けることができる場合 受けることができる給付又は補償の額

- (2) 丙又は作業従事者が締結した損害保険契約により、当該損害について保険給付を受けることができる場合 受けることができる保険給付の額
- (3) 当該損害が第三者の行為によるものであって、当該第三者から損害賠償を受けることができる場合 受けることができる損害賠償の額
- (連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては岡山県危機管理課長、乙においては鳥取県危機管理局危機管理政策課長、丙においては真庭配送センター所長とする。

(訓練)

第8条 この協定に基づく物資の搬入出等の業務が円滑に行われるよう、丙は甲又は乙が実施する訓練への参加に努める。

(協議)

第9条 この協定について、疑義の生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲、乙又は丙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の締結を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和3年1月18日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号  
岡山県  
岡山県知事 伊原木隆太

乙 鳥取県鳥取市東町一丁目220番地  
鳥取県  
鳥取県知事 平井伸治

丙 大阪府大阪市中央区伏見町四丁目3番9号  
HK淀屋橋ガーデンアベニュー 2F  
鴻池運輸株式会社  
代表取締役兼社長執行役員 鴻池忠彦

## 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況等について（第72報）

令和3年1月21日

原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所2号機並びに平成28年7月4日に申請が行われた同2号機に係る特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る原子力規制委員会の新規制基準適合性審査会合の状況等は次のとおりです。

### 1 島根原子力発電所2号機に係る審査会合

回数(開催日)	議題	主な説明内容及び審査状況
175回目 (12月15日)	【設計基準事故対策】 (火山)	○ 中国電力は、三瓶山の噴火による56cmの降灰を想定して発電所の安全上重要な施設に対する火山灰の影響（堆積による荷重、閉塞等）を評価し、荷重に対して余裕があることの確認やフィルタの設置等により、火山灰による影響を受けないと説明した。 ○ 原子力規制委員会は影響評価に関する詳しい説明を求め、審査が継続。

### 2 特定重大事故等対処施設及び所内常設直流電源設備（3系統目）に係る審査会合

\*前回の報告（平成28年9月15日）以降の審査会合

回数（開催日）	議題	概要
開催なし		*直近は平成28年9月13日の1回目

※特定重大事故等対処施設は、本体の設計及び工事の計画の認可日から5年以内に完成することが必要



## 鳥根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の進捗状況（ゴシック:審査済）

主要な審査項目		審査状況	主な審査結果等
審査の申請概要、主要な論点、審査会合の進め方		審査中	審査会合で用いる説明資料の提出時期を説明。
地震	敷地及び敷地周辺の地下構造	済	地下構造モデルは増幅の大きい3号機地盤の値を採用した。
	震源を特定して策定する地震動	済	宍道断層（約39km）と敷地前面海域の断層（約48km）を検討用地震として採用した。
	震源を特定せず策定する地震動	済	鳥取県西部地震と留萌支庁南部地震を対象とした。
	基準地震動	済	820ガルとした。
	耐震設計方針	審査中	地震で建屋や機器が壊れないことを審査中。
	敷地の地質・地質構造	済	敷地内に破砕帯や活断層がなく、少なくとも後期更新世（約12～13万年前）以降の活動性は認められない。
	地盤・斜面の安定性	審査中	地震による地盤及び斜面の安定性について審査中。
津波	基準津波	済	津波高さ11.6mとした。
	耐津波設計方針	審査中	防波壁の構造等について審査中。
重大事故対策	確率論的リスク評価（PRA）	済	重大事故対策がない状態を仮定して、事故シーケンスグループごとに重大事故へ至る確率を評価した。
	事故シーケンスの選定	済	PRA等の結果を踏まえて、それぞれの事故シーケンスグループごとに、最も厳しい事故シーケンスを選定した。
	有効性評価	済	選定された最も厳しい事故シーケンスに対して、有効な炉心損傷防止対策や格納容器破損防止対策を備えている。
	解析コード	済	重大事故対策の有効性評価に使う計算プログラム（解析コード）は5つである。
	原子炉制御室	済	重大事故時に制御室でとどまる運転員の被ばく低減のために、空調の運転モードを切り替えることや待避室を設置する方針である。
	緊急時対策所	済	標高50mの高台に設置した耐震構造の緊急時対策所が、電源、通信機器、被ばく低減設備等を有しており、事故収束活動の拠点となる。
	フィルタ付ベント設備	済	格納容器の過圧破損を防ぐために、フィルタ付ベント設備を設置する。
	水素爆発防止対策	済	触媒式水素処理装置や水素濃度計の配備により水素爆発を防止する。
	有毒ガス防護（追加審査項目）	済	中央制御室や緊急時対策所の事故対策要員に影響するような有毒ガス発生源が発電所内にないことを確認した。
	重大事故対応に必要な技術的能力	審査中	非公開で大規模損壊対応について審査済み。 可搬型設備の保管場所と運搬ルートが、地震や津波の影響を受けないところに設定されていることを審査中。
残留熱代替除去系（追加審査項目）	済	格納容器の圧力と温度を下げるために残留熱代替除去系を設置する。	

設計 基準 事故 対策	内部漏水	済	地震による配管破断や津波による浸水等によって建物内部で漏水が発生しても、安全上の機能が損なわれないように、堰や水密扉、防水壁等の対策をする方針である。
	火災	済	建物内での火災を想定し、耐火壁による延焼防止、火災感知器や自動消火器の設置によって対策をする方針である。 想定しうる森林火災や航空機落下による火災については、原子炉施設までの離隔距離が確保されているため影響がない。
	竜巻（影響評価・対策）	済	竜巻の最大風速を 92m/s とし、竜巻による飛来物から施設を防護する対策（固縛、竜巻防護ネット等）をする方針である。
	火山（影響評価・対策）	審査中	発電所で想定する火山灰層厚を 56 cm と設定。発電所の各機器が火山灰の影響を受けないと説明して審査中。
	外部事象	済	外部事象として選定した風、積雪、地すべり、土石流、航空機落下等による影響を受けないように機器が設計されている。
	静的機器の単一故障	済	多重性又や独立性が確保され、単一故障による機能喪失がないように機器を設計している。
	保安電源設備	済	2本の外部送電線を独立して敷設している。 非常用発電機は多重化と7日間の燃料確保を図っている。
	誤操作防止、安全避難通路、安全保護回路	済	可搬型照明を用意して誤動作の防止を図り、安全避難通路にも照明が用意されている。安全保護回路には不正アクセス対策をしている。
	原子炉冷却材圧力バウンダリ	済	隔離弁は十分な裕度をもって設計されており、追加対策をせずとも圧力バウンダリとして支障がない。
	通信連絡設備	済	発電所内及び発電所外との通信連絡設備については多様性を確保し、外部電源が喪失しても通信できるようになっている。
	監視測定設備	済	可搬型モニタリングポストの代替設置位置や外部電源が喪失しても計測を継続できる設計になっている。
	共用設備	済	他号機と共用している施設については、共用が安全性向上に寄与する設計になっている。
	人の不法な侵入防止	済	柵による区域管理、カメラ等の監視設備、不正アクセス行為への対応等を行っている。
	全交流動力電源喪失対策設備	済	原子炉の停止や冷却に十分な容量の直流電源設備を有している。
	燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	済	燃料プールに温度計を追加することや外部電源が喪失しても水位や温度の計測を継続できる設計になっている。
放射性廃棄物の処理施設	済	低レベル放射性廃棄物のドラム缶詰時に使用する固化材をプラスチックから燃えないセメントに変更する。	
その他	原子力事業者の技術的能力	済	役割分担が明確化された組織が構築されて、教育訓練が行われ、運転及び保守を適確に遂行できるようになっている。
	品質管理に必要な体制の整備	済	設計に係る品質管理の実績及びその後の工事等に係る品質管理の方法等を記載した説明書を提出。

〔年度別審査会合数〕 H25:4回、H26:36回、H27:32回、H28:11回、H29:7回、H30:12回、R1:49回、R2:24回（2回の非公開審査会合を含む）

# 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正案の概要について

令和3年1月21日  
原子力安全対策課

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び広域住民避難計画について、昨年10月に実施した原子力防災訓練等により得られた教訓、国のガイドラインに基づく新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る記載等について反映し、計画の一層の深化により実効性の向上を図ります。

## 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の主な修正項目等

### （1）新型コロナウイルス感染症流行下の原子力防災に係る記載

#### ア 避難先の多重確保

自然災害、新型コロナウイルスのような感染症流行等により、事前に定めた避難先が利用できなくなった場合、県内に加え、広域避難に係る応援協定に基づき、県外の避難先を追加確保する。

（第2章 原子力災害事前対策 第8節 避難受入活動体制の整備）

#### イ 感染症流行下での原子力災害時の防護措置

新型コロナウイルスのような感染症流行下またはこれを超えるような感染症の蔓延時における原子力災害については、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、県民の生命・健康を守ることを最優先とし、従来の防護措置を基本としつつ自然災害とパンデミックが重なった三重の緊急事態を想定した対応を行うことを規定する。

##### （ア）防護措置（避難時における感染拡大防止）

避難者等の感染防止のため「3つの密」を避けるとともに、防災業務関係者の感染症対策を徹底する。この際、非接触型及び短時間での対応に留意する。

住民に対しては、安定ヨウ素剤の緊急配布、避難及び避難退域時検査の際に、事前の検温の実施、マスクの着用などの必要な感染症対策について事前に周知を行う。-

##### （イ）安定ヨウ素剤緊急配布における対応

広い場所での配布や、配布に要する時間の短縮、避難者が避難車両から降車せずに受け取ることが可能な配布方法（車両内配布やドライブスルー方式）により「3つの密」を避け、配布による接触機会を減らす。

##### （ウ）避難退域時検査会場における対応

動線の分離、感染疑い者の待機場所の設置及び「3つの密」対策の徹底並びに感染疑い者の健康確認が出来る体制を整える。住民検査及び簡易除染については、バックグラウンド値等に留意しつつ、屋外での検査を基本とする。

避難退域時検査会場では、避難退域時検査にあわせて健康確認等を行い、検査済証に加えて「健康確認書」を発行する。

（第5章 感染症流行下における対策）

### （2）原子力防災訓練等を通じた見直し

#### ア 避難の円滑化

##### （ア）県前方災害対策本部の設置

住民避難開始後に、避難が遅延するなど緊急に現地対応が必要な場合は、避難の焦点となる場所に知事を本部長とする県前方災害対策本部を臨時設置する。

（第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立）

##### （イ）車両検査の先行実施

主要経路沿い等に設置する避難退域時検査会場に誘導する前段階として、必要に応じて、避難車両に対する検査を先行して行うため、主要経路上で避難退域時検査（車両検査先行実施）を行う。

（第3章 緊急事態応急対策 第4節 避難、屋内退避等の防護措置）

## イ 原子力防災支援拠点の整備

避難退域時検査会場開設に係る原子力防災資機材の一括管理を行う原子力防災支援拠点を整備し、避難退域時検査会場の速やかな開設等に資する後方支援体制を整備する。

平時には原子力防災業務関係者に対する研修、訓練の場所、住民に対する資機材に係る広報・啓発施設として利用し、緊急時には避難退域時検査会場の開設及び運営に係る推進及び後方支援拠点及び他地域から原子力防災資機材等が融通された場合の資機材等受入・集積拠点として利用する。

(第2章 原子力災害事前対策 第11節 救助・救急、医療、消火及び防護資機材等の整備)

## (3) 国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

### ア 避難経路の確実な確保

自然災害等により道路等が通行不能な場合の復旧や降雪時の避難経路の確保体制について記載

(第3章 緊急事態応急対策 第8節〔新設〕避難経路の確保)

### イ 国の原子力被災者生活支援チームの設置時期の前倒し及び原子力被災自治体支援チームの新設

国から派遣される原子力被災者生活支援チームとの連携及び当該チーム内で構成され、被災県庁舎等へ派遣される原子力被災自治体支援チームと連携し、国との連絡・調整を密接かつ円滑に行う。

(第3章 緊急事態応急対策 第3節 活動体制の確立)

## 2 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の主な修正項目等

### (1) 新型コロナウイルス感染症下の原子力防災に係る記載

#### ア 屋内退避、避難等防護措置における感染症対策

感染症流行下においては、放射性物質による被ばくリスクの低減を優先し、屋内退避の指示が出されている間は行政から換気の指示等があった場合を除き、原則換気を行わないものとする。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.3.1 防護措置)

避難中は、窓の開閉等による換気は行わないことを基本とする。ただし、感染症対策の観点から行政からの確実な換気の指示等があった場合は30分に1回程度の換気を行う。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.15 新型コロナウイルス等感染症下における避難(4)避難中の対応)

#### イ 「3つの密」を避ける一時集結所、避難退域時検査会場の設置、運営

一時集結所では施設内での受付実施を基本とし、受付と併せマスク着用確認、手指消毒、健康確認等を実施する。また、受付において避難者を感染疑い者とそれ以外の者に分類し、動線を分ける等の対策を行う。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.15 新型コロナウイルス等感染症下における避難(2)一時集結所における対応)

避難退域時検査会場に感染の疑いがある者の待機場所を設置する。また、動線の分離、降車順番の調整等を行い、密閉・密集・密接対策を行う。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.15 新型コロナウイルス等感染症下における避難(5)避難退域時検査会場における対応)

#### ウ 避難者への健康確認、検温等の実施

マスク着用、手指消毒等の感染症対策を実施するとともに、事前の健康確認等の実施結果を踏まえ、可能な限り濃厚接触者、発熱・咳等の症状者、それ以外の者が混在しないよう分類し避難を実施する。また、必要に応じて避難車両内の養生を行う。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.15 新型コロナウイルス等感染症下における避難(3)避難車両乗車時の対応)

避難退域時検査の実施に併せ健康確認等を実施し、「健康確認書」を交付する。健康確認等の結果、感染症検査等医療機関等での対応の必要が認められた場合は、設置した待機場所で待機し、専用車両で医療機関等へ搬送する。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.15 新型コロナウイルス等感染症下における避難(5)避難退域時検査会場における対応)

## (2) 原子力防災訓練等を通じた見直し

### ア 避難の円滑化に係る体制の強化

#### (ア) 車両検査の先行的実施

避難退域時検査は、あらかじめ定めた会場で行うが、避難の円滑化を図るため、避難状況等に応じて避難経路上の適地における車両検査の先行実施について検討する。

(第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.4.3 避難退域時検査会場)

#### (イ) 前方災害対策本部の設置

避難にあたり、渋滞及び停滞等全般に影響を及ぼす事案が発生した場合、避難等防護措置の指揮を円滑に実施するため、必要に応じて災害対策本部長等が前方の拠点に進出し、現場指揮を行う。

(第2章 実施要領 5 避難実施体制 5.1.2 災害対策本部の設置等 (7) 前方災害対策本部)

### イ 安定ヨウ素剤緊急配布体制の強化

#### (安定ヨウ素剤のドライブスルー方式による配布)

避難状況に応じて、避難者が避難車両から降車せずに受け取る配布方法(車両内配布やドライブスルー方式等)を検討する。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.8 自家用車による避難 (8) 安定ヨウ素剤の配布)

### ウ 避難経路のモニタリング体制強化

避難前に避難経路の空間放射線線量率を測定し、避難経路の安全確保を行う

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.4.2 避難段階)

### エ 原子力防災支援拠点による防災体制の強化

原子力災害発生時は民間輸送業者等により、管理している資機材を先行的に輸送し、避難開始までに避難退域時検査会場を開設するとともに、避難退域時検査会場の後方支援拠点を設け、他地域等から支援される資機材等の受入、管理を行う。

(第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.4.12 原子力防災支援拠点)

## (3) 国の防災基本計画の修正等を踏まえた見直し

### ア 降雪時における避難経路確保に関する記載の充実

主要避難経路を重点除雪区間とし、優先的に除雪を行う。

関係機関と鳥取自動車道、山陰自動車道、米子自動車道の通行止め区間及び迂回路、集中除雪時の連絡体制の確認を行い、必要に応じて関係機関とのリエゾン相互派遣等早期の連絡体制を構築する。

広域的な迂回、除雪に関する情報等について原子力合同対策協議会で調整し、速やかに避難者へ伝達する。

(第2章 実施要領 4 避難の支援方法 4.5.2 降雪時における避難経路の確保)

### イ 原子力被災者生活支援チームの設置時期の前倒し

国(原子力被災者生活支援チーム)と連携し、原子力災害対策本部での決定事項等に基づき住民避難等の各種計画に従い、住民等の輸送とそれに必要な防護措置を実施する。

(第2章 実施要領 2 避難実施の考え方 2.4.2 避難段階)

※その他、文言の修正等の軽微な修正を合わせて行うものとする。

## 3 今後のスケジュール(予定)

2月上旬～ パブリックコメントの実施

2月下旬 県原子力安全顧問会議において審議

3月下旬 県防災会議において審議

4～5月 印刷・配布

# 人形峠環境技術センターの使用施設に係る新增設計画の報告について

令和3年1月21日  
原子力安全対策課

人形峠環境技術センターでは、ウラン濃縮試験の終了等に伴う使用施設の廃止措置が進められています。この度、使用施設内の新たなエリアにおいて設備・機器の解体・撤去等を進めることとなり、県に対する人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定（以下「協定」という。）に基づく報告及び1月15日付で原子力規制委員会へ核燃料物質使用変更許可申請が行われました。

県では、原子力規制委員会の審査結果を確認した上で、三朝町の意見を聴き、協定に基づく県の意見を回答します。

## 1 県への報告

- (1) 日 時 1月15日（金）11時～11時15分 ※同日9時に三朝町へも報告。
- (2) 報告者 人形峠環境技術センター 環境保全技術開発部長 八木直人 他
- (3) 対応者 鳥取県危機管理局长 西尾浩一
- (4) 報告内容 人形峠環境技術センターの使用施設の設備・機器の解体・撤去等に伴う協定第5条に基づく新增設計画の報告（1月15日付）について
- (5) 県の回答 原子力規制委員会の審査結果を確認した上で、三朝町の意見を聴き、協定に基づく県の意見を回答する（三朝町と連名で文書により回答）

## 2 使用変更許可申請の概要

人形峠環境技術センターは、ウラン濃縮試験の終了等に伴い、使わなくなった使用施設の廃止措置を進めているが、この度、新たに濃縮工学施設の設備・機器の解体・撤去、開発試験棟への解体・撤去機器等の分析装置の設置等を行うこととし、原子力規制委員会への核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律に基づく使用変更許可申請を行うもの。

〔濃縮工学施設〕ウラン濃縮試験の終了に伴う遠心機室等の設備・機器の解体・撤去  
〔開発試験棟〕解体・撤去機器等の物性を調査するための分析に係る装置の設置

### ● 開発試験棟

主として放射性廃棄物等の調査及び処理技術研究、希薄ウラン溶液からのウラン回収に関する試験・研究及びそれらに付帯する分析業務を行っている。

### ● 濃縮工学施設（旧ウラン濃縮パイロットプラント）

遠心分離機によるウラン濃縮の実用化技術開発を目的として建設され、昭和54年に運転開始。平成2年に運転を終了し、現在は除染を行った使用済遠心分離機の主要部品のクリアランス、使用を終えた設備の解体撤去等を継続して行っている。



### ■ 人形峠環境技術センター周辺環境保全等に関する協定（平成30年12月25日締結）

（新增設計画）

- 第5条 丙は、施設の新增設を計画し、又はその計画を変更しようとするときは、甲及び乙に報告するものとする。
- 2 甲及び乙は前項に関し意見のあるときは、丙に対して意見を述べるができるものとする。
- 3 丙は、前項の規定による意見があったときは、誠意をもって対応するものとする。

# 人形峠環境技術センターの廃止措置計画の認可について

令和3年1月21日  
原子力安全対策課

この度、人形峠環境技術センターの加工の事業に係る廃止措置計画（ウラン濃縮原型プラント等の事業廃止）が、1月20日の原子力規制委員会で認可されました。

## 1 審査の概要

- 平成30年9月28日に国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「JAEA」という）が原子炉等規制法に基づき認可申請を行った廃止措置計画について、原子力規制委員会で計6回の審査会合が行われ、計3回の一部補正を行った上で、認可の基準に適合すると認められた。
- 今回認可を受けた計画は、全体計画及び第1段階（維持管理設備を除く設備の解体期間）に行う具体的事項であり、第2段階（維持管理設備の解体期間）に行う具体的事項については、第1段階の解体撤去の経験等を踏まえて検討し、第2段階に着手するまでに廃止措置計画の変更認可を受ける。

## 2 知事コメント（1月20日発出）

- 事業の廃止へ動き出すこととなるが、安全の確保を第一義として慎重に行われるよう強く求める。
- 今後、認可された廃止措置計画について、地元も含めて説明を受けた上で、専門家の知見も得て、三朝町とともに、県としての回答を考えたい。

## 3 廃止措置計画の概要

- ① 廃止措置対象となる加工施設は、ウラン濃縮原型プラント（加工設備本体、貯蔵施設等）、廃棄物貯蔵庫及び非常用発電機棟とする。
- ② 設備及び機器の解体撤去は2段階\*で実施し、約20年間（2040年度まで）で廃止措置の完了を目指す。  
※第1段階は機能を維持する設備を除く運転を終了した設備の解体期間、第2段階は機能を維持する設備の解体期間とする。
- ③ 廃止措置の終了は管理区域の解除までとし、建物は解体せず活用することを検討する。
- ④ 核燃料物質（保管している劣化ウラン等）の譲渡しは、譲渡しに必要な条件に合致した譲渡し先（原子力事業者）を可能な限り速やかに決定することに努め、譲渡し先との合意後に、譲渡しに必要な設備設計、許認可手続、設備の設置等を進め、廃止措置が終了するまでに核燃料物質の全量を譲り渡す。核燃料物質の譲渡しは、遅くとも2028年度末までに譲渡し先を決定する。
- ⑤ 理事長をトップマネジメントとする品質マネジメント計画を定め、廃止措置に関する保安活動の計画、実施、評価及び改善のプロセスを明確にし、原子力安全の達成、維持及び向上を図る。
- ⑥ 申請時点で明確にできない事項（核燃料物質の譲渡し、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものの廃棄等）については、詳細が決定次第、廃止措置計画の変更認可申請を行う。
- ⑦ 解体費用は約55億円とする。

## 4 本県の対応（案）

今後JAEAから審査結果の説明を受け、内容を確認し、原子力安全顧問と三朝町の意見を聴き、JAEAに県の意見を提出することを考えています。

### 〔これまでの経緯〕

年	月 日	項目
平成30	9月28日	[JAEA] 廃止措置計画の認可申請
	12月25日	[県] JAEAと環境保全協定締結
令和元	8月 9日	[JAEA] 補正申請書の提出（1回目）
令和2	1月16日	[JAEA] 補正申請書の提出（2回目）
	3月18日	[国] 原子力規制委員会が認可を見送り
	7月15日	[JAEA] 補正申請書の提出（3回目）
令和3	1月20日	[国] 原子力規制委員会が廃止措置計画を認可

※認可までに計6回の審査会合と1回の現地調査が実施された。また、鳥取県原子力安全顧問によるヒアリング等を計4回実施した。



# 令和2年鳥取県消防防災航空隊の活動状況について

令和3年1月21日  
消 防 防 災 課

消防防災航空隊は、消防防災ヘリコプター「だいせん」（機種：AW139）が持つ非代替性・機動力を活用し、迅速で効果的な救急・救助・防災活動を行うことにより、県民の安全・安心を確保しています。

## 1 航空隊の活動

- ① 隊員は各消防局から派遣された8名（うち3名は救急救命士）で構成。
- ② ヘリコプターの運航は、朝日航洋(株)に委託。（操縦士2名、整備士3名、運航管理担当1名）
- ③ 日々の訓練・研鑽と関係機関との連携等により、技術、活動等の向上に取り組んでおり、次の点は国からも評価されるとともに、全国からの問い合わせ、質問等が相次いでいるところ。
  - ア スノースキーを装着した状態での吊上げは、担架がスキーに干渉することから他県航空隊（北海道・新潟・山形）では吊上げ不可とされていたが、当隊が手技を研究し可能とした。
  - イ 他県航空隊の吊上げ救助時の高度は30m以下で実施しているが、当県航空隊は最大85mからの救助活動を可能とする。
  - ウ 隊員8名のうち2名が潜水士資格を持っていることから、水難救助に関しては国内の消防防災航空隊の中で有数の技術力を誇る。（他県航空隊には潜水士資格者は少ないと聞いている。）
  - エ 豊岡病院との協定（公立豊岡病院ドクターヘリと鳥取県消防防災ヘリコプターの連携活動に関する協定書）締結によって、ホイストによる現場への医師投入ができるようになり早期医療介入を可能とした。（防災ヘリから医師の投入が行える航空隊は全国で和歌山県・高知県・宮崎県・鳥取県のみ）
  - オ 豊岡病院との協定（鳥取県消防防災ヘリコプターの活動に伴う救急活動等に関する協定書）により豊岡ドクヘリから直接、特定行為（救命救急士が医師の指示を受けて緊急的に行うことができる特定の医療行為（薬剤投与、器具を用いた気道確保等））の指示を受けることが可能となった。（県を越えての協定は全国で鳥取県の航空隊のみ）
- ④ 耐空検査等のヘリコプター運休中には、隊員のスキルアップや技量維持等のために同型機体を使用する三重県に赴き、他県のヘリコプターを使った合同の救助訓練、格納庫内での訓練、場外離着陸場の調査、各消防局への研修、豊岡病院での研修などを実施。
- ⑤ 令和2年の主な活動は下表に記載のとおり。

## 2 消防防災ヘリコプターの運航件数（令和2年）

区 分	本年 件数	前年 件数	主 な 活 動 内 容	
緊急運航	災害応急対策	0	0	
	火災防衛	7	7	6月5日 鳥取市鹿野町地内で林野火災、ヘリテレにて情報収集 6月9日 東伯郡北栄町地内で林野火災、空中消火を実施
	救急	29	38	2月3日 鳥取大学医学部付属病院から兵庫県立こども病院までの転院搬送 4月4日 鳥取県立中央病院から岡山大学病院までの転院搬送 10月21日 鳥取県立中央病院から香川県立中央病院までの転院搬送
	救助	28	45	2月11日 氷ノ山でバックカントリーでスノーボード中、立木に衝突した負傷者の吊上げ救助 3月24日 若桜町内の山中で伐採木に挟まれた負傷者の吊上げ救助 豊岡病院医師と降下し連携活動を行う 4月30日 国府町雨滝地内で転倒しバイクの下敷きになった負傷者の吊上げ救助 8月3日 大山夏山登山道で熱中症の男性を吊上げ救助 8月9日 岩美町小栗浜海水浴場で溺れた負傷者の吊上げ救助 9月20日 三徳山で登山中、滑落した負傷者の吊上げ救助 10月11日 鳥取砂丘でサンドボード中、転倒した負傷者の吊上げ救助
	応援協定による運航	6	9	5月7-9日 兵庫県朝来市内で発生した林野火災で消火活動 7月14日 島根県江津市「江の川」豪雨災害のヘリテレ電送
	緊急運航 計	70	99	
	通常運航	災害予防対策	0	0
消防防災訓練		25	24	5月 豊岡病院フライトドクターホイスト降下養成訓練（計4回） 6月～11月 三重県ほか他県との航空隊合同訓練（計5回） 年間 県内3消防本部との合同訓練（計12回）
自 隊 訓 練		128	123	年間 救助、救急及び消火活動訓練、ヘリテレ電送訓練、計器飛行訓練
一般行政		8	7	年間 海岸・河川・道路・森林の現況調査
その他		39	16	年間 機体整備点検後のテスト飛行、操縦士操縦訓練
通常運航 計	200	170		
合 計	270	269		



※ 令和2年は以下の事由により運航休止が83日あった。〔前年：84日運航休止〕

- ・耐空検査(自動車の車検に相当するもの)等整備によるもの(68日)
- ・飛行時間に応じた定期点検等によるもの(8日)
- ・その他、部品交換整備(部品の調達期間含む)等によるもの(7日)

### 3 緊急運航の推移(平成23年～令和2年)

(単位：件)

緊急運航種別 \ 年別	H23年	H24年	H25年	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
災害応急対策	7	3	5	4	1	8	9	0	0	0
火災防御	6	4	6	12	12	6	5	19	7	7
救急	34	69	57	40	71	66	59	45	38	29
救助	13	57	39	36	47	40	42	25	45	28
広域航空応援等	54	0	12	10	15	16	11	16	9	6
合計	114	133	119	102	146	136	126	105	99	70

※「広域航空応援等」には、相互応援協定に基づく他県への応援運航を含む。